

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部改正
（第一条関係）

一 原子力規制検査に係る手数料の新設等

既存の検査等の手数料について見直しを行うとともに、原子力規制検査の手数料を定めること。

二 原子力検査官の定数及び資格

現行の検査官を原子力検査官に統合し、その定数及び資格を定めること。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の一部改正

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について、原子力規制検査及び廃止措置に係る規

定並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設に係る場合の特例について定めること。
(第二条関係)

第三 関係政令の規定の整備

次の関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

一 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）
(第三条関係)

二 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）
(第四条関係)

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）
(第四条関係)

四 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）
(第四条関係)

第四 経過措置

この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
(第五条関係)

第五 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行するものとする。こと。

（附則関係）